

農業委員会からのお知らせ 農業委員会では農地パトロール(利用状況調査)を実施します

平成26年度から「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」により、「遊休農地の発生防止・解消対策」に引き続き力を入れて取り組んでいます。

農業委員会では、10月・11月を農地の有効利用を呼びかける強調月間と定め、各地区農業委員が農地の利用状況(利用状況調査)や、遊休農地の発生防止・解消、無断転用防止(農地パトロール)を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

●遊休農地や耕作放棄地が増加すると 周辺の環境が悪化します。

- ①雑草が生い茂り周辺農地に大変迷惑。
 - ②産業廃棄物などの不法投棄、土砂などの堆積が心配。
 - ③病害虫や鳥獣害、枯れ草の火災発生が心配。
- 遊休農地の発生防止と解消対策の強化を図っています。

●農地を荒らさず耕作しましょう。

農地の権利を有する者は…「農地を農地として利用する責務」があります。農地法では「農地の所有権・賃借権を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しな

ければならない」旨の「責務規定」が設けられています。

●農地の売買、農地以外への転用には 農業委員会の許可が必要です。

- ①農地の売買……………農地法3条の許可
- ②自分の農地を農地以外に転用する…農地法4条の許可
- ③自分の農地を売買(貸借)して農地以外に転用する……………農地法5条の許可

詳しくは、地区農業委員や農業委員会事務局にお問合せください。

■お問合せ 農業委員会事務局 ☎22-9423

臨時給付金の申請はお済みですか

- 「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を受け取るには、申請が必要です。
- 申請期間(平成26年11月4日)を過ぎてしまうと原則、申請を受け付けることができません。
- まだ申請がお済みでない方は、受け取り忘れのないようお早めに申請をお願いします。

原則、対象者となり得る方には申請書を送付しています。
広報7月号でお知らせした支給要件に該当している可能性のある方で、申請書がお手元に届いていない方は、保健福祉課または住民課までご連絡ください。



■お問合せ 「臨時福祉給付金」保健福祉課 ☎22-9041 「子育て世帯臨時特例給付金」住民課 ☎22-1701

紀州路クリーン大作戦が行われました

8月23日に「紀州路クリーン大作戦'14」として、町建設業協同組合(清水達成組合長理事)に加入する41社約160人が参加し、県道及び町道の清掃作業が行われました。道路に覆いかぶさった木々の伐採やトンネル内の清掃作業等が行われました。



川辺地区



中津地区



美山地区

集落排水施設ご利用のみなさんへ 使用人員が増減したら届出をしてください!

転入・転出・死亡・出生等により、集落排水施設の使用人員に変更があった場合は、使用料金変更に係る届出が必要となりますので、役場へ書類の提出をお願いします。

※接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、接続期限が過ぎていきますので、お早めにおつなぎください。



■下水ポンプの故障が多く発生しています。

ビニール・タオル・下着・衛生用品・ティッシュペーパー・たばこの吸い殻等の水を下水道に流しますと、ポンプの詰まりの原因になりますので、絶対に流さないよう注意してください。

また自宅の下水樹では、定期的にゴミなどを取り除き、清掃をお願いします。また誤って流した場合は、至急下記担当課まで連絡してください。

■川辺地区の方は ▶ 上下水道課 ☎22-4814 ■田尻地区の方は ▶ 中津地域振興課 ☎54-0321

合併浄化槽の申込案内について

平成26年度浄化槽設置整備事業の申込は10月末日までとなっています。申込期日が近づいてきていますので、新築または改築を予定・施工されている方は、お早めにお申込みください。また浄化槽設置工事は27年2月末までに完成してください。

事前に設置申込書の提出が必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を

私たちが、台所や洗濯・風呂・トイレ等から流す生活排水は、川や海の水質汚濁の原因の一つになっています。単独処理浄化槽では処理されないトイレ以外の生活雑排水は、生活排水全体の有機汚濁のうち70%以上を占めるといわれています。このため、生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に比べて、水質汚濁数値が8倍にもなります。

※水環境を守ることを目的として、平成12年に浄化槽法が改正され単独処理浄化槽の新設は原則として禁止となり、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされています。

合併浄化槽の清掃料金減額について

下記条件を満たしていると思われる浄化槽管理者は申請してください。

- ①対象人槽 8人槽・10人槽
- ②適用条件
 - (1)維持管理において過去3年間、浄化槽法に順じて浄化槽法第10条の浄化槽清掃及び浄化槽保守点検、並びに同第11条の法定検査を実施していること。
 - (2)法定検査において、適正な放流値が確認されている事
 - (3)使用人員が2人以下であること 等々

これらの条件を満たされていれば、清掃料金が減額されます。

浄化槽11条検査の啓発について

浄化槽(単独・合併)の11条検査の未受験者を対象に、検査機関の和歌山県水質保全センターの職員が啓発に回ります。ご協力をお願いします。

～ 詳しくは下記までお問合せください ～

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 中津地域振興課 ☎54-0321 美山地域振興課 ☎56-0321